

令和6年度 町県民税の定額減税

令和6年度税制改正により、個人住民税の定額減税が実施されることになりました。徴収方法によって定額減税の仕方が異なります。

対象

個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下のかた

※ただし、以下に該当するかたは対象外

- ・個人住民税が非課税のかた
- ・個人住民税均等割および森林環境税のみ課税のかた

減税額

以下1と2の合計額になります。ただしその合計額が個人住民税所得割額を超える場合は、個人住民税所得割額が限度となります。なお、定額減税しきれない場合は、後日その差額を給付します。

1. 納税者本人・・・1万円
2. 控除対象配偶者または扶養親族(国外居住を除く)・・・1人あたり1万円

実施方法

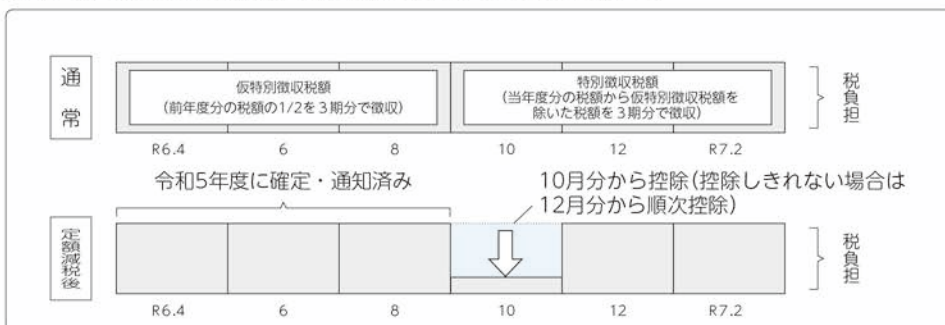
給与所得に係る特別徴収の場合(給与から天引きのかた)



普通徴収の場合(口座引落や納付書で納付するかた)



公的年金等に係る特別徴収の場合(年金から天引きのかた)



問合せ 税務課(7番窓口) ☎62-1461